

一団地認定申請時の必要書類(正本、副本各1部)

規則で定めるもの以外を示しています。

また、協議経過書、同意書、地籍測量図等書類を別途必要とする場合があります。

図書の種類	明示すべき事項	第86条	第86条の2	第86条の5
申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書 (第61号 or 第61号の2様式) ・認定取消申請書(第65号 or 第65号の2様式) 	○	○	○
認定計画書	・第64号 or 第64号の2様式	○	○	
計画概要書	・様式指定	○	○	
委任状		○	○	○
区域の一覧表	・地番、地目、権利者(地籍図)	○	○	○
認定を受けようとする理由書	・別添とし、認定を受けようとする理由を詳細に、あわせて緩和条項を記入する。	○	○	○
付近見取り図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路、目標となる地物を記入し、都市計画で定められた用途地域を着色する ・縮尺は1/2,500 ・申請区域を朱線で囲むこと 	○	○	○
建築物用途別現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線より200mの範囲の建築物を用途別に着色する (※凡例参照のこと) ・縮尺は1/2,500 	○	○	
配置図 (別途閲覧用A3サイズ1部要)	・縮尺、方位、申請区域の境界線(赤色)、一団地内における建築物の位置、用途、構造及び階数、申請にかかる建築物と他の建築物の別、団地内の主要通路、通路の位置及び幅員、スロープの勾配、広場等の位置(公園・広場は黄色、緑地は緑色で着色すること)及び面積、敷地に接する道路の位置、名称及びその幅員並びに隣接建築物の配置状況、標示板の位置	○	○	○
敷地面積求積図	・敷地毎の求積図及び全体求積図	○	○	○
動線計画図	・歩行者(青色細線)、避難階における主たる出入口に到る通路(青色太線)、一般車(橙色太線)、緊急車(赤色細線)、般出入車(緑色細線)の動線を着色すること	○	○	
排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水(空色)、雑排水(青色)、汚水(茶色)で着色すること ・各敷地から一団地外の放流先まで、明記すること 	○	○	
植栽計画図	・樹種名、高さ、幹周り、本数	○	○	

広場、緑地面積 求積図		○	○	
床面積求積図		○	○	○
主要平面図	・縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、主要部分の寸法、階段の手すりの有無、スロープ勾配	○	○	○
主要立面図	・四面 ・縮尺、開口部の位置、仕上げ	○	○	○
主要断面図	・二面以上 ・縮尺、建築物の床高、軒高及び全体の高さ、敷地断面を併記し、敷地外の斜線制限を記入する	○	○	○
日影図（１）	・各敷地の地盤面から4m又は1.5mの高さの測定面上の日影図（影が一団地の区域外に出ない敷地は省略することができる） ・規制時間の等時間線を着色すること （5mは青線、10mは赤線）	○	○	○
日影図（２）	・一団地全体の平均地盤面から4m又は1.5mの高さの測定面上の日影図 ・規制時間の等時間線を着色すること （5mは青線、10mは赤線）	○	○	
平均地盤算出図	・敷地毎に周長と見付面積を算出し、集計すること	○	○	○
団地内日照図	・居住用建築物の主要居室における日照時間を示した図で、規制日照時間線を赤色で着色すること	○	○	
一団地の維持管理	・被分譲者との契約書(案)、団地の管理規約(案)	○	○	
団地標示板詳細図	・材料、寸法、明示する事項	○	○	
管理者選任届		○	○	
その他	・特定行政庁が必要と認める資料	○	○	○

※建築物用途別凡例

官・公署施設	裁判所、税務署、市役所、清掃事務所、警察署、消防署、郵便局、電話局、電信中継所	茶
運輸・公共施設	駅舎、卸売市場、汚水処理場、ガスタンク、変電所、営業倉庫	こげ茶
文教・厚生施設	学校、図書館、公民館、神社、保育所、体育館、博物館	緑
病院施設	病院、助産所、託児所、保健所、母子・老人ホーム	橙
興業施設	劇場、映画館、演芸場	黒
遊興施設 宿泊施設等	ぱちんこ店、マージャン店、ボーリング場、野球場、旅館、宿泊所、ホテル、料亭、キャバレー、ダンスホール	紫
販売商業施設	百貨店、小売店舗、飲食店、サービス業店舗、浴場、結婚式場	赤
業務施設	銀行、事務所、貸会議室、放送局、通信社、新聞社	桃
住居施設*	住宅、寄宿舍、寮、共同住宅 (*兼用住宅は枠内を黄色で塗り、輪郭を兼用用途の色で描いてください)	黄
農林漁業施設	家畜飼育所、温室、漁業施設	黄緑
工業施設	工場、作業場、印刷所	青
その他	小さな倉庫、工事事務所	水